

## 議案第 1 1 号

### 飯能市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市後期高齢者医療に関する条例（平成 1 9 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 5 5 条第 1 項」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第 5 5 条第 1 項）」に改め、同条第 3 号中「第 5 5 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 4 号中「第 5 5 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第 5 5 条第 2 項第 2 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 5 5 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

#### 附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>法第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)</u>に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際市内に住所を有していたもの</p> <p>(3) <u>法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>継続して入院等</u>をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市内に住所を有していたもの</p> <p>(4) <u>法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>最後に行った法第55条第2項第2号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市内に住所を有していたもの</p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用</u>を受ける被保険者であって、<u>国民健康保険法(昭和33年法律第192</u></p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)</u>に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際市内に住所を有していたもの</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>継続して入院等</u>をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市内に住所を有していたもの</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>最後に行った同号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市内に住所を有していたもの</p>

号) 第116条の2第1項及び第2項  
の規定の適用を受け、これらの規定に  
より市内に住所を有するものとみな  
された国民健康保険の被保険者で  
あったもの